

新旧対照表

No	帳票名	改正後	改正前	改正理由
1	一般財形預金規定	5. (預金の支払方法等) (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、当店、当金庫の本支店または当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）に提出してください。 (以下略)	5. (預金の支払方法等) (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、 <u>財形預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）が発行されている場合は、契約の証とともに</u> 当店、当金庫の本支店または当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）に提出してください。 (以下略)	契約の証を不発行とするため。
2	一般財形預金規定	9. (預金の解約等) (2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、当店または当金庫本支店に提出してください。	9. (預金の解約等) (2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、 <u>契約の証が発行されている場合は契約の証とともに</u> 当店または当金庫本支店に提出してください。	契約の証を不発行とするため。
3	一般財形預金規定	12. (届出・提示事項の変更) (1) 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 <u>(削除)</u>	12. (届出・提示事項の変更、 <u>契約の証の再発行等</u>) (1) <u>契約の証</u> や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) <u>契約の証</u> または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは <u>契約の証の再発行</u> は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 (3) <u>契約の証を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。</u>	契約の証を不発行とするため。
4	一般財形預金規定	14. (譲渡、質入れの禁止) (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。	14. (譲渡、質入れの禁止) (1) この預金および <u>契約の証</u> は、譲渡または質入れすることはできません。	契約の証を不発行とするため。
5	一般財形預金規定	16. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には <u>充当の順序方法を指定</u> のうえ、直ちに当金庫に提出してください。 (以下略)	16. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には <u>充当の順序方法を指定</u> のうえ、 <u>契約の証が発行されている場合は、契約の証に届出印を押印して直ちに当金庫に提出</u> してください。 (以下略)	契約の証を不発行とするため。
6	財形住宅預金規定	5. (預金の支払方法等) (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、当店、当金庫の本支店または当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）に提出してください。 (以下略)	5. (預金の支払方法等) (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、 <u>財形預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）が発行されている場合は、契約の証とともに</u> 当店、当金庫の本支店または当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）に提出してください。 (以下略)	契約の証を不発行とするため。
7	財形住宅預金規定	9. (預金の解約等) (2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、当店または当金庫本支店に提出してください。なお、やむをえない事由により、この預金を前記5(3)の支払方法によらず払戻す場合には、この預金のすべてを解約することとします。	9. (預金の解約等) (2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、 <u>契約の証が発行されている場合は契約の証とともに</u> 当店または当金庫本支店に提出してください。なお、やむをえない事由により、この預金を前記5(3)の支払方法によらず払戻す場合には、この預金のすべてを解約することとします。	契約の証を不発行とするため。
8	財形住宅預金規定	16. (届出・提示事項の変更) (1) 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 <u>(削除)</u>	16. (届出・提示事項の変更、 <u>契約の証の再発行等</u>) (1) <u>契約の証</u> や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) <u>契約の証</u> または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは <u>契約の証の再発行</u> は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 (3) <u>契約の証を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。</u>	契約の証を不発行とするため。
9	財形住宅預金規定	18. (譲渡、質入れの禁止) (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。	18. (譲渡、質入れの禁止) (1) この預金および <u>契約の証</u> は、譲渡または質入れすることはできません。	契約の証を不発行とするため。
10	財形住宅預金規定	20. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には <u>充当の順序方法を指定</u> のうえ、直ちに当金庫に提出してください。 (以下略)	20. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には <u>充当の順序方法を指定</u> のうえ、 <u>契約の証が発行されている場合は、契約の証に届出印を押印して直ちに当金庫に提出</u> してください。 (以下略)	契約の証を不発行とするため。

新旧対照表

No	帳票名	改正後	改正前	改正理由
11	財形年金預金規定	7. (預金の解約等) (2) やむをえない事由により、この預金を前記3の支払方法によらずに払戻す場合には、この預金のすべてを解約することとします。この場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、当店または当金庫本支店に提出してください。	7. (預金の解約等) (2) やむをえない事由により、この預金を前記3の支払方法によらずに払戻す場合には、この預金のすべてを解約することとします。この場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、 <u>財形預金契約の証</u> (以下「 <u>契約の証</u> 」といいます。)とともに当店または当金庫本支店に提出してください。	契約の証を不発行とするため。
12	財形年金預金規定	18. (届出・提示事項の変更) (1) 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 (削除)	18. (届出・提示事項の変更、 <u>契約の証の再発行等</u>) (1) <u>契約の証</u> や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) <u>契約の証</u> または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは <u>契約の証</u> の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 (3) <u>契約の証</u> を再発行する場合には、 <u>当金庫所定の手数料</u> をいただきます。	契約の証を不発行とするため。
13	財形年金預金規定	20. (譲渡、質入れの禁止) (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。	20. (譲渡、質入れの禁止) (1) この預金および <u>契約の証</u> は、譲渡または質入れすることはできません。	契約の証を不発行とするため。
14	財形年金預金規定	(削除)	21. (契約の証の有効期限) この規定によりお預かりした預金の支払いが完了した場合は、 <u>契約の証は無効</u> となりますので、直ちに当店または当金庫本支店に提出のうえ手続をしてください。	契約の証を不発行とするため。
15	財形年金預金規定	21. (成年後見人等の届出)	22. (成年後見人等の届出)	条文削除にともなう項番繰り上げ。
16	財形年金預金規定	22. (保険事故発生時における預金者からの相殺) ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には <u>充当の順序方法</u> を指定のうえ、直ちに当金庫に提出してください。 (以下略)	23. (保険事故発生時における預金者からの相殺) ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には <u>充当の順序方法</u> を指定のうえ、 <u>契約の証が発行されている場合は、契約の証に届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。</u> (以下略)	条文削除にともなう項番繰り上げ。 契約の証を不発行とするため。
17	財形年金預金規定	23. (規定の変更)	24. (規定の変更)	条文削除にともなう項番繰り上げ。
18	エース預金「エンドレス型(ワイド型)」規定	1. (取扱店の範囲) この預金は、当店のほか当金庫本支店および当金庫が提携した他の労働金庫(以下「 <u>提携金庫</u> 」)といえます。)のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。通帳の発行を受けている場合は、必ず通帳を持参してください。 (以下略)	1. (取扱店の範囲) この預金は、当店のほか当金庫本支店および当金庫が提携した他の労働金庫(以下「 <u>提携金庫</u> 」)といえます。)のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。 <u>通帳または契約の証</u> の発行を受けている場合は、必ず通帳または <u>契約の証</u> を持参してください。 (以下略)	契約の証を不発行とするため。
19	エース預金「エンドレス型(ワイド型)」規定	4. (証券類の受入れ) ② 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、受入店で返却します。なお、その際に通帳を提出してください。	4. (証券類の受入れ) ② 受入れた証券類が不渡りとなったときは、 <u>預金</u> になりません。不渡りとなった証券類は、受入店で返却します。なお、その際に通帳または <u>契約の証</u> を提出してください。	契約の証を不発行とするため。
20	エース預金「エンドレス型(ワイド型)」規定	5. (預金の支払時期、支払方法等) (5) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、通帳とともに当店、当金庫本支店または提携金庫に提出してください。 (以下略)	5. (預金の支払時期、支払方法等) (5) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、 <u>通帳または契約の証</u> とともに当店、当金庫本支店または提携金庫に提出してください。 (以下略)	契約の証を不発行とするため。
21	エース預金「エンドレス型(ワイド型)」規定	9. (解約) (2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店または当金庫本支店に提出してください。 (以下略)	9. (解約) (2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、 <u>通帳または契約の証</u> とともに当店または当金庫本支店に提出してください。 (以下略)	契約の証を不発行とするため。
22	エース預金「エンドレス型(ワイド型)」規定	11. (届出・提示事項の変更、通帳の再発行等) (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 通帳や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 (3) 通帳を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。	11. (届出・提示事項の変更、通帳・ <u>契約の証</u> の再発行等) (1) <u>通帳または契約の証</u> や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) <u>通帳または契約の証</u> や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは <u>通帳や契約の証</u> の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 (3) <u>通帳または契約の証</u> を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。	契約の証を不発行とするため。
23	エース預金「エンドレス型(ワイド型)」規定	13. (譲渡、質入れの禁止) (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。	13. (譲渡、質入れの禁止) (1) この預金および <u>通帳もしくは契約の証</u> は、譲渡または質入れすることはできません。	契約の証を不発行とするため。

新旧対照表

No	帳票名	改正後	改正前	改正理由
24	エース預金「エンドレス型（ワイド型）」規定	15.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。 (以下略)	15.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または契約の証は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。 (以下略)	契約の証を不発行とするため。
25	エース預金「エンドレス型（ワイド型）」規定	16.（休眠預金等活用法に係る異動事由） ④ 預金者等の申出にもとづく通帳の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	16.（休眠預金等活用法に係る異動事由） ④ 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	契約の証を不発行とするため。
26	エース預金「エンドレス型（ワイド型）」規定	17.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。 ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと D. 預金者等の申出にもとづく通帳の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	17.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。 ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと D. 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	契約の証を不発行とするため。
27	エース預金「エンドレス型（スーパー型）」規定	1.（取扱店の範囲） この預金は、当店のほか当金庫本支店および当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。通帳の発行を受けている場合は、必ず通帳を持参してください。 (以下略)	1.（取扱店の範囲） この預金は、当店のほか当金庫本支店および当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。通帳または契約の証の発行を受けている場合は、必ず通帳または契約の証を持参してください。 (以下略)	契約の証を不発行とするため。
28	エース預金「エンドレス型（スーパー型）」規定	4.（証券類の受入れ） ② 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、受入店で返却します。なお、その際に通帳を提出してください。	4.（証券類の受入れ） ② 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、受入店で返却します。なお、その際に通帳または契約の証を提出してください。	契約の証を不発行とするため。
29	エース預金「エンドレス型（スーパー型）」規定	5.（預金の支払時期、支払方法等） (3) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、通帳とともに当店、当金庫本支店または提携金庫に提出してください。 (以下略)	5.（預金の支払時期、支払方法等） (3) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、通帳または契約の証とともに当店、当金庫本支店または提携金庫に提出してください。 (以下略)	契約の証を不発行とするため。
30	エース預金「エンドレス型（スーパー型）」規定	9.（解約） (2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店または当金庫本支店に提出してください。	9.（解約） (2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、通帳または契約の証とともに当店または当金庫本支店に提出してください。	契約の証を不発行とするため。
31	エース預金「エンドレス型（スーパー型）」規定	11.（届出・提示事項の変更、通帳の再発行等） (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 通帳や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 (3) 通帳を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。	11.（届出・提示事項の変更、通帳・契約の証の再発行等） (1) 通帳または契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 通帳または契約の証や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳や契約の証の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 (3) 通帳または契約の証を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。	契約の証を不発行とするため。
32	エース預金「エンドレス型（スーパー型）」規定	13.（譲渡、質入れの禁止） (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。	13.（譲渡、質入れの禁止） (1) この預金および通帳もしくは契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。	契約の証を不発行とするため。
33	エース預金「エンドレス型（スーパー型）」規定	15.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。 (以下略)	15.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または契約の証は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。 (以下略)	契約の証を不発行とするため。
34	エース預金「エンドレス型（スーパー型）」規定	16.（休眠預金等活用法に係る異動事由） ④ 預金者等の申出にもとづく通帳の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	16.（休眠預金等活用法に係る異動事由） ④ 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	契約の証を不発行とするため。

新旧対照表

No	帳票名	改正後	改正前	改正理由
35	エース預金「エンドレス型（スーパー型）」規定	17.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日は、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。 ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと D. 預金者等の申出にもとづく通帳の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	17.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日は、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。 ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと D. 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	契約の証を不発行とするため。
36	エース預金「エンドレス型（まとめ周期選択型）」規定	1.（取扱店の範囲） (1) 個人のお客さま この預金は、当店のほか当金庫本支店および当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。通帳の発行を受けている場合は、必ず通帳を持参してください。 (2) 団体のお客さま この預金は、当店でのみ預入れまたは払戻しができます。通帳の発行を受けている場合は、必ず通帳を持参してください。また、この規定に定める預金の支払時期、支払方法、解約、通帳の再発行等についても当店でのみ取扱います。 (以下略)	1.（取扱店の範囲） (1) 個人のお客さま この預金は、当店のほか当金庫本支店および当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。通帳または契約の証の発行を受けている場合は、必ず通帳または契約の証を持参してください。 (2) 団体のお客さま この預金は、当店でのみ預入れまたは払戻しができます。通帳または契約の証の発行を受けている場合は、必ず通帳または契約の証を持参してください。また、この規定に定める預金の支払時期、支払方法、解約、通帳・契約の証の再発行等についても当店でのみ取扱います。 (以下略)	契約の証を不発行とするため。
37	エース預金「エンドレス型（まとめ周期選択型）」規定	4.（証券類の受入れ） ② 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、受入店で返却します。なお、その際に通帳を提出してください。	4.（証券類の受入れ） ② 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、受入店で返却します。なお、その際に通帳または契約の証を提出してください。	契約の証を不発行とするため。
38	エース預金「エンドレス型（まとめ周期選択型）」規定	5.（預金の支払時期、支払方法等） (6) この預金を前記(4)以外の方法で払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、通帳とともに当店、当金庫本支店または提携金庫に提出してください。	5.（預金の支払時期、支払方法等） (6) この預金を前記(4)以外の方法で払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、通帳または契約の証とともに当店、当金庫本支店または提携金庫に提出してください。	契約の証を不発行とするため。
39	エース預金「エンドレス型（まとめ周期選択型）」規定	9.（解約） (2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店または当金庫本支店に提出してください。	9.（解約） (2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、通帳または契約の証とともに当店または当金庫本支店に提出してください。	契約の証を不発行とするため。
40	エース預金「エンドレス型（まとめ周期選択型）」規定	11.（届出・提示事項の変更、通帳の再発行等） (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所、個人のお客さまは勤め先とその主な業種、法人のお客さまはその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある方、法人格のない団体・サークル等のお客さまは取引ご担当者その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 通帳や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 (3) 通帳を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。	11.（届出・提示事項の変更、通帳・契約の証の再発行等） (1) 通帳または契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所、個人のお客さまは勤め先とその主な業種、法人のお客さまはその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある方、法人格のない団体・サークル等のお客さまは取引ご担当者その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 通帳または契約の証や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳や契約の証の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 (3) 通帳または契約の証を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。	契約の証を不発行とするため。
41	エース預金「エンドレス型（まとめ周期選択型）」規定	13.（譲渡、質入れの禁止） (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。	13.（譲渡、質入れの禁止） (1) この預金および通帳もしくは契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。	契約の証を不発行とするため。
42	エース預金「エンドレス型（まとめ周期選択型）」規定	15.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。 (以下略)	15.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または契約の証は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。 (以下略)	契約の証を不発行とするため。
43	エース預金「エンドレス型（まとめ周期選択型）」規定	16.（休眠預金等活用法に係る異動事由） ④ 預金者等の申出にもとづく通帳の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	16.（休眠預金等活用法に係る異動事由） ④ 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	契約の証を不発行とするため。
44	エース預金「エンドレス型（まとめ周期選択型）」規定	17.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日は、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。 ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと D. 預金者等の申出にもとづく通帳の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	17.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日は、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。 ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと D. 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	契約の証を不発行とするため。

新旧対照表

No	帳票名	改正後	改正前	改正理由
45	エース預金「確定日型(ワイド型)」規定	1. (取扱店の範囲) この預金は、当店のほか当金庫本支店および当金庫が提携した他の労働金庫(以下「提携金庫」といいます。)のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。通帳の発行を受けている場合は、必ず通帳を持参してください。 (以下略)	1. (取扱店の範囲) この預金は、当店のほか当金庫本支店および当金庫が提携した他の労働金庫(以下「提携金庫」といいます。)のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。通帳または契約の証の発行を受けている場合は、必ず通帳または契約の証を持参してください。 (以下略)	契約の証を不発行とするため。
46	エース預金「確定日型(ワイド型)」規定	4. (証券類の受入れ) ② 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、受入店で返却します。なお、その際に通帳を提出してください。	4. (証券類の受入れ) ② 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、受入店で返却します。なお、その際に通帳または契約の証を提出してください。	契約の証を不発行とするため。
47	エース預金「確定日型(ワイド型)」規定	5. (預金の支払時期、支払方法等) (4) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、通帳とともに当店、当金庫本支店または提携金庫に提出してください。 (以下略)	5. (預金の支払時期、支払方法等) (4) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、通帳または契約の証とともに当店、当金庫本支店または提携金庫に提出してください。 (以下略)	契約の証を不発行とするため。
48	エース預金「確定日型(ワイド型)」規定	9. (解約) (2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店または当金庫本支店に提出してください。	9. (解約) (2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、通帳または契約の証とともに当店または当金庫本支店に提出してください。	契約の証を不発行とするため。
49	エース預金「確定日型(ワイド型)」規定	11. (契約内容の変更) (1) 商品種類、積立終了日、目標日および振込指定口座等を変更するときは、後記(2)から(4)のとおり取扱います。この場合、当金庫所定の変更届に変更内容を記入し、届出の印章により記名押印のうえ通帳とともに当店または当金庫本支店に提出してください。	11. (契約内容の変更) (1) 商品種類、積立終了日、目標日および振込指定口座等を変更するときは、後記(2)から(4)のとおり取扱います。この場合、当金庫所定の変更届に変更内容を記入し、届出の印章により記名押印のうえ通帳または契約の証とともに当店または当金庫本支店に提出してください。	契約の証を不発行とするため。
50	エース預金「確定日型(ワイド型)」規定	12. (届出・提示事項の変更、通帳の再発行等) (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 通帳や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 (3) 通帳を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。	12. (届出・提示事項の変更、通帳・契約の証の再発行等) (1) 通帳または契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 通帳または契約の証や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳や契約の証の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 (3) 通帳または契約の証を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。	契約の証を不発行とするため。
51	エース預金「確定日型(ワイド型)」規定	14. (譲渡、質入れの禁止) (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。	14. (譲渡、質入れの禁止) (1) この預金および通帳もしくは契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。	契約の証を不発行とするため。
52	エース預金「確定日型(ワイド型)」規定	16. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。 (以下略)	16. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または契約の証は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。 (以下略)	契約の証を不発行とするため。
53	エース預金「確定日型(ワイド型)」規定	17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) ④ 預金者等の申出にもつづく通帳の発行、記帳(記帳する取引がない場合は除きます。)もしくは繰越があったこと	17. (休眠預金等活用法に係る異動事由) ④ 預金者等の申出にもつづく通帳または証券の発行、記帳(記帳する取引がない場合は除きます。)もしくは繰越があったこと	契約の証を不発行とするため。
54	エース預金「確定日型(ワイド型)」規定	18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。 ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと D. 預金者等の申出にもつづく通帳の発行、記帳(記帳する取引がない場合は除きます。)もしくは繰越があったこと	18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。 ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと D. 預金者等の申出にもつづく通帳または証券の発行、記帳(記帳する取引がない場合は除きます。)もしくは繰越があったこと	契約の証を不発行とするため。
55	エース預金「確定日型(スーパー型)」規定	1. (取扱店の範囲) この預金は、当店のほか当金庫本支店および当金庫が提携した他の労働金庫(以下「提携金庫」といいます。)のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。通帳の発行を受けている場合は、必ず通帳を持参してください。 (以下略)	1. (取扱店の範囲) この預金は、当店のほか当金庫本支店および当金庫が提携した他の労働金庫(以下「提携金庫」といいます。)のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。通帳または契約の証の発行を受けている場合は、必ず通帳または契約の証を持参してください。 (以下略)	契約の証を不発行とするため。
56	エース預金「確定日型(スーパー型)」規定	4. (証券類の受入れ) ② 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、受入店で返却します。なお、その際に通帳を提出してください。	4. (証券類の受入れ) ② 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、受入店で返却します。なお、その際に通帳または契約の証を提出してください。	契約の証を不発行とするため。

新旧対照表

No	帳票名	改正後	改正前	改正理由
57	エース預金「確定日型（スーパー型）」規定	5.（預金の支払時期、支払方法等） (4) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、通帳とともに当店、当金庫本支店または提携金庫に提出してください。 (以下略)	5.（預金の支払時期、支払方法等） (4) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、通帳または契約の証とともに当店、当金庫本支店または提携金庫に提出してください。 (以下略)	契約の証を不発行とするため。
58	エース預金「確定日型（スーパー型）」規定	9.（解約） (2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店または当金庫本支店に提出してください。	9.（解約） (2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、通帳または契約の証とともに当店または当金庫本支店に提出してください。	契約の証を不発行とするため。
59	エース預金「確定日型（スーパー型）」規定	11.（契約内容の変更） (1) 商品種類、積立終了日、目標日および振込指定口座等を変更するときは、後記(2)から(4)のとおり取扱います。この場合、当金庫所定の変更届に変更内容を記入し、届出の印章により記名押印のうえ通帳とともに当店または当金庫本支店に提出してください。	11.（契約内容の変更） (1) 商品種類、積立終了日、目標日および振込指定口座等を変更するときは、後記(2)から(4)のとおり取扱います。この場合、当金庫所定の変更届に変更内容を記入し、届出の印章により記名押印のうえ通帳または契約の証とともに当店または当金庫本支店に提出してください。	契約の証を不発行とするため。
60	エース預金「確定日型（スーパー型）」規定	12.（届出・提示事項の変更、通帳の再発行等） (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 通帳や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 (3) 通帳を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。	12.（届出・提示事項の変更、通帳・契約の証の再発行等） (1) 通帳または契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 通帳または契約の証や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳や契約の証の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 (3) 通帳または契約の証を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。	契約の証を不発行とするため。
61	エース預金「確定日型（スーパー型）」規定	14.（譲渡、質入れの禁止） (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。	14.（譲渡、質入れの禁止） (1) この預金および通帳もしくは契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。	契約の証を不発行とするため。
62	エース預金「確定日型（スーパー型）」規定	16.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。 (以下略)	16.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または契約の証は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。 (以下略)	契約の証を不発行とするため。
63	エース預金「確定日型（スーパー型）」規定	17.（休眠預金等活用法に係る異動事由） ④ 預金者等の申出にもとづく通帳の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	17.（休眠預金等活用法に係る異動事由） ④ 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	契約の証を不発行とするため。
64	エース預金「確定日型（スーパー型）」規定	18.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。 ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと D. 預金者等の申出にもとづく通帳の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	18.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。 ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと D. 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	契約の証を不発行とするため。
65	エース預金「年金型（ワイド型）」規定	1.（取扱店の範囲） この預金は、当店のほか当金庫本支店および当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）のどこの店舗でも預入れおよび払戻しができます。通帳の発行を受けている場合は、必ず通帳を持参してください。 (以下略)	1.（取扱店の範囲） この預金は、当店のほか当金庫本支店および当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）のどこの店舗でも預入れおよび払戻しができます。通帳または契約の証の発行を受けている場合は、必ず通帳または契約の証を持参してください。 (以下略)	契約の証を不発行とするため。
66	エース預金「年金型（ワイド型）」規定	4.（証券類の受入れ） ② 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、受入店で返却します。なお、その際に通帳を提出してください。	4.（証券類の受入れ） ② 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、受入店で返却します。なお、その際に通帳または契約の証を提出してください。	契約の証を不発行とするため。
67	エース預金「年金型（ワイド型）」規定	5.（預金の支払時期、支払方法等） (4) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、通帳とともに当店、当金庫本支店または提携金庫に提出してください。 (以下略)	5.（預金の支払時期、支払方法等） (4) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、通帳または契約の証とともに当店、当金庫本支店または提携金庫に提出してください。 (以下略)	契約の証を不発行とするため。
68	エース預金「年金型（ワイド型）」規定	10.（解約） (2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店または当金庫本支店に提出してください。	10.（解約） (2) この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、通帳または契約の証とともに当店または当金庫本支店に提出してください。	契約の証を不発行とするため。

新旧対照表

No	帳票名	改正後	改正前	改正理由
69	エース預金「年金型（ワイド型）」規定	12.（契約内容の変更） ① 商品種類、積立終了日、支払開始日および振込指定口座等を変更するときは、後記(2)から(5)のとおり取扱います。この場合、当金庫所定の変更届に変更内容を記入し、届出の印章により記名押印のうえ通帳とともに当店または当金庫本支店に提出してください。	12.（契約内容の変更） ① 商品種類、積立終了日、支払開始日および振込指定口座等を変更するときは、後記(2)から(5)のとおり取扱います。この場合、当金庫所定の変更届に変更内容を記入し、届出の印章により記名押印のうえ通帳または契約の証とともに当店または当金庫本支店に提出してください。	契約の証を不発行とするため。
70	エース預金「年金型（ワイド型）」規定	13.（届出・提示事項の変更、通帳の再発行等） ① 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 ② 通帳や印章を失った場合はこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 ③ 通帳を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。	13.（届出・提示事項の変更、通帳・契約の証の再発行等） ① 通帳または契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 ② 通帳または契約の証や印章を失った場合この預金の元利金の支払いまたは通帳・契約の証の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 ③ 通帳または契約の証を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。	契約の証を不発行とするため。
71	エース預金「年金型（ワイド型）」規定	15.（譲渡、質入れの禁止） ① この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。	15.（譲渡、質入れの禁止） ① この預金および通帳もしくは契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。	契約の証を不発行とするため。
72	エース預金「年金型（ワイド型）」規定	16.（通帳の効力） この規定によりお預かりした預金の支払いが完了した場合は、通帳は無効となりますので、直ちに当店または当金庫本支店に提出のうえ手続をしてください。	16.（通帳および契約の証の効力） この規定によりお預かりした預金の支払いが完了した場合は、通帳および契約の証は無効となりますので、直ちに当店または当金庫本支店に提出のうえ手続をしてください。	契約の証を不発行とするため。
73	エース預金「年金型（ワイド型）」規定	18.（保険事故発生時における預金者からの相続） ② 前記(1)により相続する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相続通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。 （以下略）	18.（保険事故発生時における預金者からの相続） ② 前記(1)により相続する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相続通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または契約の証は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。 （以下略）	契約の証を不発行とするため。
74	エース預金「年金型（ワイド型）」規定	19.（休眠預金等活用法に係る異動事由） ④ 預金者等の申出にもとづく通帳の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	19.（休眠預金等活用法に係る異動事由） ④ 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	契約の証を不発行とするため。
75	エース預金「年金型（ワイド型）」規定	20.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） ② 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日は、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。 ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと D. 預金者等の申出にもとづく通帳の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	20.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） ② 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日は、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。 ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと D. 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	契約の証を不発行とするため。
76	エース預金「年金型（スーパー型）」規定	1.（取扱店の範囲） この預金は、当店のほか当金庫本支店および当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。通帳の発行を受けている場合は、必ず通帳を持参してください。 （以下略）	1.（取扱店の範囲） この預金は、当店のほか当金庫本支店および当金庫が提携した他の労働金庫（以下「提携金庫」といいます。）のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。通帳または契約の証の発行を受けている場合は、必ず通帳または契約の証を持参してください。 （以下略）	契約の証を不発行とするため。
77	エース預金「年金型（スーパー型）」規定	4.（証券類の受入れ） ② 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、受入店で返却します。なお、その際に通帳を提出してください。	4.（証券類の受入れ） ② 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、受入店で返却します。なお、その際に通帳または契約の証を提出してください。	契約の証を不発行とするため。
78	エース預金「年金型（スーパー型）」規定	5.（預金の支払時期、支払方法等） ④ この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、通帳とともに当店、当金庫本支店または提携金庫に提出してください。 （以下略）	5.（預金の支払時期、支払方法等） ④ この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、通帳または契約の証とともに当店、当金庫本支店または提携金庫に提出してください。 （以下略）	契約の証を不発行とするため。
79	エース預金「年金型（スーパー型）」規定	10.（解約） ② この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店または当金庫本支店に提出してください。	10.（解約） ② この預金を解約する場合は、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印して、通帳または契約の証とともに当店または当金庫本支店に提出してください。	契約の証を不発行とするため。
80	エース預金「年金型（スーパー型）」規定	12.（契約内容の変更） ① 商品種類、積立終了日、支払開始日および振込指定口座等を変更するときは、後記(2)から(5)のとおり取扱います。この場合、当金庫所定の変更届に変更内容を記入し、届出の印章により記名押印のうえ通帳とともに当店または当金庫本支店に提出してください。	12.（契約内容の変更） ① 商品種類、積立終了日、支払開始日および振込指定口座等を変更するときは、後記(2)から(5)のとおり取扱います。この場合、当金庫所定の変更届に変更内容を記入し、届出の印章により記名押印のうえ通帳または契約の証とともに当店または当金庫本支店に提出してください。	契約の証を不発行とするため。

新旧対照表

No	帳票名	改正後	改正前	改正理由
81	エース預金「年金型（スーパー型）」規定	13.（届出・提示事項の変更、通帳の再発行等） (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 通帳や印章を失った場合この預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 (3) 通帳を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。	13.（届出・提示事項の変更、通帳・契約の証の再発行等） (1) 通帳または契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、勤め先とその主な業種その他の届出・提示事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店または当金庫本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 通帳または契約の証や印章を失った場合この預金の元利金の支払いまたは通帳や契約の証の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。 (3) 通帳または契約の証を再発行する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。	契約の証を不発行とするため。
82	エース預金「年金型（スーパー型）」規定	15.（譲渡、質入れの禁止） (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。	15.（譲渡、質入れの禁止） (1) この預金および通帳もしくは契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。	契約の証を不発行とするため。
83	エース預金「年金型（スーパー型）」規定	16.（通帳の効力） この規定によりお預かりした預金の支払いが完了した場合は、通帳は無効となりますので、直ちに当店または当金庫本支店に提出のうえ手続をしてください。	16.（通帳および契約の証の効力） この規定によりお預かりした預金の支払いが完了した場合は、通帳および契約の証は無効となりますので、直ちに当店または当金庫本支店に提出のうえ手続をしてください。	契約の証を不発行とするため。
84	エース預金「年金型（スーパー型）」規定	18.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。 （以下略）	18.（保険事故発生時における預金者からの相殺） (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳または契約の証は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。 （以下略）	契約の証を不発行とするため。
85	エース預金「年金型（スーパー型）」規定	19.（休眠預金等活用法に係る異動事由） ④ 預金者等の申出にもとづく通帳の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	19.（休眠預金等活用法に係る異動事由） ④ 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	契約の証を不発行とするため。
86	エース預金「年金型（スーパー型）」規定	20.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。 ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと D. 預金者等の申出にもとづく通帳の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	20.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） (2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の①から⑥に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該①から⑥に掲げる事由に応じ、当該①から⑥に定める日とします。 ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと D. 預金者等の申出にもとづく通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）もしくは繰越があったこと	契約の証を不発行とするため。